

東大和市立地適正化計画策定懇談会設置要綱

令和7年3月28日市長決裁

(設置)

第1条 東大和市立地適正化計画（以下「立地適正化計画」という。）の策定に当たり、有識者、関係機関、市民等の意見を反映させるために、東大和市立地適正化計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(役割)

第2条 懇談会は、立地適正化計画の策定に関する検討を行い、意見を述べるものとする。

(構成等)

第3条 懇談会は委員13人以内で構成し、その委員は次に掲げる者とする。

(1) 学識経験者 3人以内

(2) 関係機関及び関係団体 8人以内

(3) 公募による市民 2人以内

2 懇談会に座長及び副座長を置く。

3 座長は委員の互選により選任し、副座長は座長が指名する。

4 座長は、懇談会を招集し、総括する。

5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 懇談会において特に必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

7 懇談会は、必要に応じて書面その他適切な方法により開催できるものとする。

(意見等の聴取)

第4条 懇談会は、必要に応じて、懇談会委員以外の者の出席を求め、又は意見を聴取することができる。

(庶務)

第5条 懇談会の庶務は、まちづくり部都市づくり課において処理する。

(設置期間)

第6条 懇談会の設置期間は、市が立地適正化計画の策定事務を終えるまでとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

2 この要綱は、設置期間の満了をもって、その効力を失う。